



7 政府は、水循環基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### (貯留・涵養機能の維持及び向上)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (水の適正かつ有効な利用の促進等)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずるものとする。

#### (流域連携の推進等)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ることにより、連携及び協力の推進に努めるものとする。

#### 2 国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

#### (地下水の適正な保全及び利用)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報を整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (健全な水循環に関する教育の推進等)

**第十八条** 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

#### (水循環施策の策定に必要な調査の実施)

**第十九条** 国は、水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (科学技術の振興)

**第二十条** 国は、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)  
**第二十一条** 国は、健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用にかかる技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

**第四章 水循環政策本部**  
(設置)  
**第二十二条** 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部(以下「本部」という。)を置く。  
(所掌事務)  
**第二十三条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。  
三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

### (組織)

**第二十五条** 本部は、水循環政策本部長、水循環政策副本部長及び水循環政策本部員をもつて組織する。

#### (水循環政策本部長)

**第二十六条** 本部に、水循環政策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、水循環に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもつて充てる。

#### (水循環政策副本部長)

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

#### (水循環政策副本部長)

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

#### (水循環政策本部員)

#### 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

#### (資料の提出その他の協力)

**第二十七条** 本部に、水循環政策本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

#### (事務)

**第二十八条** 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対しても、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (事務)

**第二十九条** 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

#### (主任の大臣)

**第三十条** 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

#### (政令への委任)

**第三十一条** 本部に定めるもののほか、本部に関する必要な事項は、政令で定める。

1 この法律に定めるもののほか、本部に関する必要な事項は、政令で定める。

#### (施行期日)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則** (平成二十七年九月一日法律第六六号) 抄  
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(施行期日) 附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。  
(施行期日) 附 則 (令和三年六月一六日法律第七三号)  
この法律は、公布の日から施行する。

抄